

福岡市行政手続条例の一部を改正する条例について

総務企画局行政部情報公開室

1 改正の概要

(1) 「行政指導の方式」の改正（第33条関係）

○許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する市の機関がする行政指導にあって、当該権限を行使し得る旨を示すときは、行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該権限の根拠を示さなければならないこととする。

○提示する根拠の具体的な項目は、以下のとおり。

- ① 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- ② ①の条項に規定する要件
- ③ 当該権限の行使が②の要件に適合する理由

(2) 「行政指導の中止等の求め」の追加（新第35条関係）

○法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る）が、当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思われるときには、当該行政指導をした市の機関に申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる旨の手続を追加するもの。

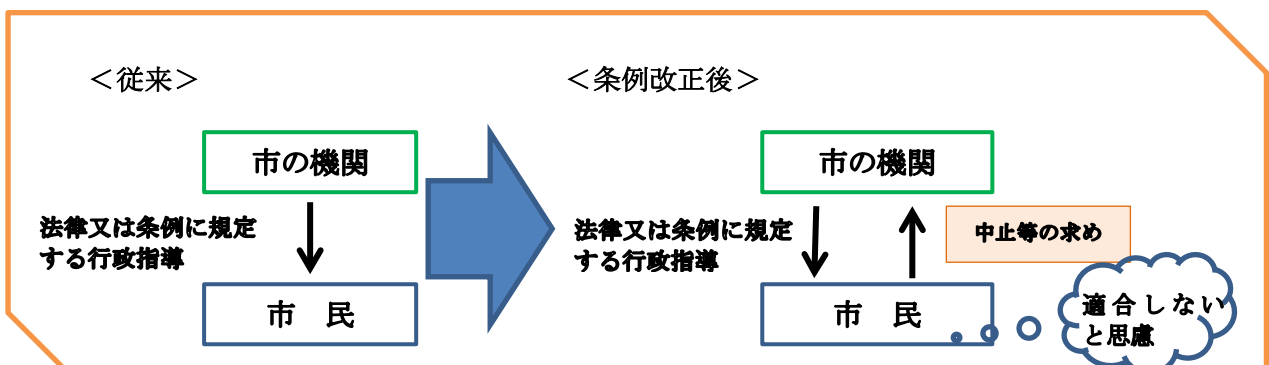
○上記申出の際は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならないこととする。

<記載事項>

- ① 申出する者の氏名又は名称及び住所又は居所
- ② 当該行政指導の内容
- ③ 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- ④ ③の条項に規定する要件
- ⑤ 当該行政指導が④の要件に適合しないと思料する理由
- ⑥ その他参考となる事項

○当該行政指導をした市の機関は、上記申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

<イメージ図>



(3) 「処分等の求め」の追加（新第 36 条関係）

○法令に違反する事実があるにもかかわらず、その是正のためにされるべき処分（条例等に根拠が規定されているものに限る。）又は行政指導（法律又は条例に根拠が規定されているものに限る。）がされていないと思われるときには、当該処分又は行政指導をする権限を有する市長等又は市の機関に申し出て、当該処分又は行政指導をするよう求めることができる旨の手続を追加するもの。

○上記申出の際は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならないこととする。

<記載事項>

- ① 申出する者の氏名又は名称及び住所又は居所
- ② 法令に違反する事実の内容
- ③ 当該処分又は行政指導の内容
- ④ 当該処分の根拠となる条例等又は当該行政指導の根拠となる法律若しくは条例の条項
- ⑤ 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- ⑥ その他参考となる事項

○市長等又は市の機関は、上記の申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導を行わなければならない。

<イメージ図>

